

## 新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵閣第256号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があるので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通関の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力を願います。</p> <p>なお、同日付けで「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通関の際における取扱いについて（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。</p> <p>記</p> <p>1 確認の対象となる米麦等    (略)</p> <p>2 税關の確認の時期及び方法    (1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。    ① (略)    ② 確認方法</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があるので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通関の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力を願います。</p> <p>なお、同日付けで「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通関の際における取扱いについて（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。</p> <p>記</p> <p>1 確認の対象となる米麦等    (略)</p> <p>2 税關の確認の時期及び方法    (1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。    ① (略)    ② 確認方法</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵閣第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>農林水産省<u>政策統括官</u>（以下「<u>政策統括官</u>」という。）は、米穀等の輸入を目的とする買入れを委託した者に、<u>食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官</u>（以下「<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>」という。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>印の押印（印影写し）（別紙 1）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 法第 31 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 確認方法</p> <p><u>政策統括官</u>は、米穀等の輸入者に、<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>印の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>政策統括官（支出負担行為担当官）</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>政策統括官</u>又は当該疑義が生じた米麦等に係る通関を行う税関の所在地を管轄する地方農政局等と協議の上処理することとする。</p>	<p>農林水産省<u>生産局</u>（以下「<u>生産局</u>」という。）は、米穀等の輸入を目的とする買入れを委託した者に、<u>支出負担行為担当官農林水産省生産局長</u>（以下「<u>支出負担行為担当官生産局長</u>」という。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>生産局支出負担行為担当官生産局長</u>印の押印（印影写し）（別紙 1）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 法第 31 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 確認方法</p> <p><u>生産局</u>は、米穀等の輸入者に、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>生産局支出負担行為担当官生産局長</u>印の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>生産局</u>又は当該疑義が生じた米麦等に係る通関を行う税関の所在地を管轄する地方農政局等と協議の上処理することとする。</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米穀等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日閣第 256 号）】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙 1 )  <u>政策統括官（支出負担行為担当官）印</u>	(別紙 1 )  <u>生産局支出負担行為担当官生産局長印</u>
(別紙 2 )  〔規則別記様式第 2 号〕  米 穀 等 輸 入 納 付 金 納 付 申 出 書 (兼米穀等輸入納付金納付調書)  <u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長 殿</u>	(別紙 2 )  〔規則別記様式 第 2 号〕  米 穀 等 輸 入 納 付 金 納 付 申 出 書 (兼米穀等輸入納付金納付調書)  <u>農政局長 殿</u>
(略)	(略)
(別紙 3 )  米穀等輸入納付金領収証明書  年 月 日  住所 氏名 <u>殿</u>  <u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長 印</u>	(別紙 3 )  米穀等輸入納付金領収証明書  年 月 日  住所 氏名 <u>様</u>  <u>農政局長 印</u>
(略)	

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵閣第 256 号）】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙 4) [規則別記様式第 3 号]  米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)	(略) (別紙 4) [規則別記様式第 3 号]  米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)
年　月　日	年　月　日
<u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長</u> 殿	<u>農政局長</u> 殿
(略)	(略)
(別紙 5) [規則別記様式第 4 号]  米穀等輸入納付金決定通知書  年　月　日付けで提出された米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書 (納付に係る変更申出書) については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。	(別紙 5) [規則別記様式第 4 号]  米穀等輸入納付金決定通知書  年　月　日付けで提出された米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書 (納付に係る変更申出書) については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。
年　月　日	年　月　日
住所 氏名	住所 氏名
殿	殿
<u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u>	<u>農政局長</u> 印

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵閣第 256 号）】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>沖縄総合事務局長　印</u>	
(略)	(略)
(別紙 6) [規則別記様式第 7 号]	(別紙 6) [規則別記様式第 7 号]
麦 等 輸 入 納 付 金 納 付 申 出 書 (兼麦等輸入納付金納付調書)	麦 等 輸 入 納 付 金 納 付 申 出 書 (兼麦等輸入納付金納付調書)
年　月　日	年　月　日
<u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長　殿</u>	<u>農政局長　殿</u>
(略)	(略)
(別紙 7) [規則別記様式第 8 号]	(別紙 7) [規則別記様式第 8 号]
麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)	麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)
年　月　日	年　月　日
<u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長　殿</u>	<u>農政局長　殿</u>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵閣第 256 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(略)	(略)
(別紙 8) 〔規則別記様式第 9 号〕	(別紙 8) 〔規則別記様式第 9 号〕
麦等輸入納付金決定通知書	麦等輸入納付金決定通知書
<p>年　月　日付けで提出された麦等の輸入に係る納付金の納付申出書（納付に係る変更申出書）については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 14 条において準用する第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p>年　月　日</p> <p>住所 氏名　　殿</p> <p style="text-align: right;"><u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>沖縄総合事務局長</u>　印</p> <p>(略)</p>	<p>年　月　日付けで提出された麦等の輸入に係る納付金の納付申出書（納付に係る変更申出書）については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 14 条において準用する第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p>年　月　日</p> <p>住所 氏名　　殿</p> <p style="text-align: right;"><u>農政局長</u>　印</p> <p>(略)</p>